

# 土地及び建物売却公告

島根県では、松江市北堀町にある島根県の土地及び建物を、一般競争入札により売却することとしました。購入を希望される方は、下記事項を参考の上ご参加ください。

なお、入札に参加される方は、この公告及びこの公告に記載し所定の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書（告知書）及び入札参加案内（契約条項等を含む。）に記載する事項を承知及び承諾のうえ参加するものと見なしますので、ご留意ください。

令和7年2月10日

島根県知事 丸山 達也

記

## 1 売却物件の表示等

(1) 物件名 元島根県庁第三分庁舎

### 【土地】

区分	地目	所在地	面積（公簿・実測）
土地	宅地	松江市北堀町15番	1,004.79㎡

### 【建物】

所在	種類	構造	延床面積
松江市北堀町15番地	事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	811.71㎡（公簿）
	車庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	21.00㎡（公簿）

(2) 物件の概要及び状況

下記11の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のとおり。

入札参加の検討にあたって、物件について調査を希望される方は、入札参加案内をご覧ください。

なお、落札者には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

2 予定価格（最低入札価格） 金30,400,000円（消費税及び地方消費税を含めた額）

## 3 入札事前説明会

入札参加を希望される方はご参加ください。

物件について説明のうえ、物件概要及び物件状況確認書（告知書）により物件状況の告知を行います。

あわせて、入札及び契約に関する説明を行います。

(1) 日時 令和7年3月6日（木）13時30分から

(2) 場所 現地で説明した後、島根県庁602会議室（松江市殿町1番地）へ移動します。

※入札事前説明会に参加される場合、令和7年3月4日（火）までに島根県総務部管財課財産活用推進室未利用財産活用スタッフ（TEL 0852-22-5048）まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで現地にて事前説明を実施します。

※入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

※今後の感染症の感染拡大状況等によっては日程等を変更する可能性があります。

## 4 入札参加申込

入札参加を希望される方は、必ず参加申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和7年3月19日（水）17時15分（必着）までに以下の書類を提出してください。

①入札参加申込書

②【個人】本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書

③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」（島根県外にお住まいの方も必要です。）

④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書（その3）」

⑤入札参加資格に関する誓約書

(2) 申込先 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ

## 5 入札及び開札

(1) 日時 令和7年3月26日（水）10時00分から

但し、入札保証金の収受がありますので、上記日時の30分前に会場へお越しください。

(2) 場所 松江市殿町1番地 島根県庁602会議室

(3) 落札者の決定 入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

(4) 注意事項 郵便による入札はできません。

※今後の感染症の感染拡大状況等によっては日程等を変更する可能性があります。

6 入札に参加できない者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められたときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 島根県税について未納の徴収金がある者
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
- (8) 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

7 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第63条の各号に該当する入札

8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の現金、または銀行が振出し、若しくは支払保証をした小切手を、入札当日の入札開始前に納付または提供してください。
- (2) 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しません。
- (3) 落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の現金を契約前に納付してください。（契約保証金は売買代金の一部に充当します。）

10 その他入札及び契約等については、下記11の場所に備え付ける入札参加案内に記載のとおりとします。

- 11 物件概要及び物件状況確認書（告知書）及び入札参加案内（契約条項等を含む。）を備え付ける場所  
松江市殿町1番地 島根県総務部管財課財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ（TEL 0852-22-5048）  
松江市東津田町1741番地1 島根県東部県民センター（TEL 0852-32-5613）

（なお、この公告に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。（島根県ホームページ＞入札情報＞管財課））

（以下余白）